

ヒューマンライツ+U

多文化共生社会をめざして ～外国人と人権～

現在、日本で過ごす外国人の方々は年々増えています。しかし、文化や言語の違いから、外国人を取り巻く様々な人権問題が発生しています。今回は、外国人と人権について考えてみましょう。

増える外国人

平成30年6月末時点で、日本にいる在留外国人数は約264万人で、大阪府には約23万人が在留し、その数は国内で3番目に多く、約8.9%を占めています。

摂津市でも、アジア各国【韓国（471人）、ベトナム（403人）、中国（364人）】を中心に約1,600人の外国人が在住しています。

	国籍	16歳以上		16歳未満		人数
		男性	女性	男性	女性	
第1位	韓国	224人	234人	4人	9人	471人
第2位	ベトナム	299人	89人	8人	7人	403人
第3位	中国	145人	186人	20人	13人	364人
第4位	フィリピン	25人	46人	2人	2人	75人
第5位	インドネシア	23人	7人	0人	2人	32人

令和元年12月31日現在
摂津市国籍別年齢別男女別人員調査より

多文化共生社会をめざして

多文化共生とは

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省 平成18年6月

今後も、在留外国人の数はさらに増加していくと考えられます。

多様性を認め合い、誰もが安心して生活できる地域社会を作っていくことが求められます。互いに同じ地域に暮らす住民として、違いを認め合い、共に歩むことで、身近なところから「多文化共生社会」を実現する一歩を踏み出しましょう。



～外国人に関わる人権問題～

内閣府が平成29年に、18歳以上の国民を対象に行った世論調査では、多くの方が「外国人に対しての人権問題がある」と答えています。

外国人に対する人権侵害はどのようなものがあるのでしょうか。

ヘイトスピーチ

差別落書き

施設利用差別

就職、雇用での
不利な扱い、差別



住宅入居拒否・差別

などが挙げられます。

ヘイトスピーチとは？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。ヘイトスピーチは、人々へ不安や嫌悪感を与えたり、差別意識を助長しかねません。

ヘイトスピーチは人権侵害であり、許されないものです。

法務省が平成27年に行った「ヘイトスピーチに関する実態調査」によると、日本で起きているヘイトスピーチは大きく3つに分類されています。

1 特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する内容
（「日本から出ていけ」「国へ帰れ」など）

2 特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体に危害を加えようとする内容
（「〇〇人を襲え」など）

3 特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなど、ことさらに誹謗中傷する内容
（「〇〇人はゴキブリだ」など）



このようなヘイトスピーチへの社会的な関心が高まったことを受け、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が施行されました。この法律では、国民へのヘイトスピーチ解消の必要性への理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現への努力を求めています。



雇用問題

日本人が、労働時間、賃金、休日等の雇用形態が守られるのと同様に、外国人が守られるのも当然です。実際には、適正な賃金が支払われていなかったり、有給休暇をとることを認めないケースが見られます。また、危険な労働環境で働かされ、ケガをする労災事故も起こっています。



さらにひどい場合は、雇用主が労災事故を届けず、負傷した方が労災保険による補償を受けていないこともあります。国籍に関係なく労働者として、環境や待遇を平等にすることは言うまでもなく、外国人が、安心して日本で暮らせるような、労働環境づくりが急務となっています。

また、サービス業等で働く外国人が、日本語が不慣れでも、一生懸命働いている姿をみたら温かい目で見守り、厳しい言葉をかけるのではなく、感謝の言葉を使うことも小さな支援です。みんなで温かい労働環境を作りましょう。



摂津市にある相談窓口の紹介（仕事の紹介ではありません。）

<p>外国人市民相談</p>	<p>中国語、ポルトガル語による相談</p>	<p>ポルトガル語：事前電話予約制 中国語：毎月第2火曜日 午前10時～午前12時 (受付は実施日当日の午前9時から午前11時半まで)</p>	<p>電話 06-6383-1357 (自治振興課直通)</p>
<p>人権なんでも相談</p>	<p>人権に関わる悩み事の相談</p>	<p>毎月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 午前10時～午後4時</p>	<p>電話 06-6383-1011 (直通)</p>

～外国人問題について考えよう～

DVDの貸出し

外国人の人権問題を取り上げたDVDの貸出しを行っていますので、職場や家庭、学校等でご利用ください。一覧をご覧になりたい方は摂津市役所 市長公室 人権女性政策課まで

作品例

- 言葉で輝く
- 外国人と人権 違いを認め、共に生きる など



お問い合わせ

摂津市 市長公室 人権女性政策課

TEL 06-6383-1324

一回の貸出し本数は4本までで、期間は2週間です。

～色々な国の人と交流をしよう～

摂津市国際交流協会

摂津市国際交流協会は、外国人の住みやすい街づくりや、地域に根ざした市民ぐるみの国際交流を目的とし、「草の根的な人と人とのお付き合い（交流）」を日常生活の中で拡大していきます。

主な事業

- 友好都市交流事業… オーストラリア・バンダバーグと相互の短期留学&ホームステイ、中国蚌埠市との交流 など
- 地域交流事業… 国際理解講座、文化紹介サロン など
- ワールドクッキング… 外国人による料理教室
- 語学講座・社会見学会… 英語講座、中国語講座、各種施設・イベント見学バスツアー
- 外国人サポート事業… 日本語教室、日本語サロン開設 など

年会費

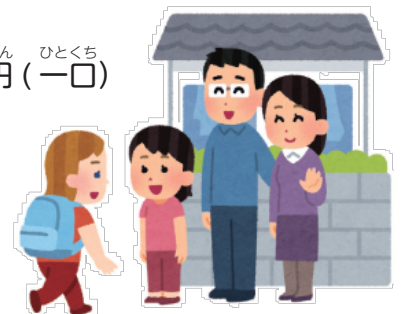
- 青少年会員… 1,000円
- 個人会員… 3,000円
- 家族会員… 5,000円
- 法人、団体会員… 10,000円(一口)

お問い合わせ

TEL 06-6319-6251

FAX 06-6318-6004

住所 〒566-0021 摂津市南千里丘5-35



発行年月日
編集・発行

令和2年3月
摂津市市長公室人権女性政策課
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1324 (直通)